

令和8年 春の全国交通安全運動実施要綱

運動期間 4月6日(月)～4月15日(水)

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(金)

運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け交通事故防止の徹底を図る。

運動重点

- ①通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ②「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

スローガン

年間スローガン 運転は 心とアクセル おだやかに

サブスローガン おおきくてをあげてしらせるよ ここにいることわたること

運動重点とそれぞれの立場で実施する事項

運動重点 ①

通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

【歩行者には】

- 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性を周知する取組の推進
- 道路を横断時は、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進

【高齢者には】

- 加齢による身体機能の低下を理解させ、安全な交通行動を促す取組の推進
- 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

【運転者には】

- 規制速度を遵守させ、道路付近でこどもを見かけたときは、不意の飛び出し等にも対応できるよう、減速や徐行を促す取組の推進
- 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発の推進
- 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

【保育所・幼稚園・学校・職場等には】

- こどもに対して教育現場や家庭での交通安全教育を推進
- 通学路や、こどもが日常的に通行する道路等における見守り活動等の推進

群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会（事務局 群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室）

運 動 重 点 ②

「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

【運転者には】

- 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- 運転者の歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識の向上を促す取組の推進
- 横断歩道等に歩行者等がいなかったことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- 夜間の対向車や先行車がいなかった場合には、ハイビームの活用を促す取組の推進

【高齢運転者には】

- 安全運転サポート車の有用性を理解させる取組の推進
- 安全運転に不安を感じる者に対して、安全運転相談窓口（＃８０８０）と自主返納支援施策を周知する取組の推進

【家庭・地域・職場には】

- 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
- ドライブレコーダーの普及促進に関する啓発の推進
- 外国人運転者に対して、日本語学校や外国人コミュニティ等における、母国との交通ルールの違い等を理解するために啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育等の推進

運 動 重 点 ③

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

【自転車等の運転者には】

- 自転車等乗車時のヘルメット着用を促進させる取組の推進
- 夕暮れ時における早めのライト点灯と反射材の活用に加え、被視認性向上のため昼間でもライトを点灯する「デイライト」を促進する取組の推進
- 群馬県交通安全条例に基づく自転車保険加入の広報啓発の推進
- 交通反則通告制度導入を踏まえた、自転車の交通ルール（信号に従うこと、一時停止場所で停止すること、原則車道の左側通行等）の理解と遵守をさせる取組の推進
- 全ての自転車等利用者に対する乗車用ヘルメット着用徹底に向けた広報啓発の推進

【家庭・学校・職場では】

- 「自転車ルールブック」や「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた交通安全教育の推進
- 乗車用ヘルメットの着用を促すための指導や教育の推進